

京都市農機具貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月12日

京都市長 門川 大作

京都市規則第66号

京都市農機具貸付規則の一部を改正する規則

京都市農機具貸付規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、本市が所有する農機具で次に掲げるもの（以下「農機具」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 土壌かん注機
- (2) 散粉粒ミスト兼用機
- (3) 噴霧機
- (4) 竹粉碎機

第2条の見出し中「及び農機具の種類」を削り、同条第1項中「または」を「又は」に改め、「ものとする」を削り、同条第2項を削る。

別表を削る。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

農 機 具 貸 付 申 請 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市農機具貸付規則第3条第1項の規定により農機具の貸付けを申請します。				
使用する場所				
面 積	アール			
耕作者の氏名				
貸付期間	年 月 日から			
	年 月 日まで	日間		
借り受ける農機具	<input type="checkbox"/> 土壌かん注機		<input type="checkbox"/> 散粉粒ミスト兼用機	
	<input type="checkbox"/> 噴霧機		<input type="checkbox"/> 竹粉碎機	
	品 名	数 量	品 名	数 量
使用の目的				

備考 該当する□には、✓印を記入してください。

第2号様式（第10条関係）

農機具滅失・き損届出書

(あて先)京都市長	年 月 日
届出者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

<p>京都市農機具貸付規則第10条第1項の規定により農機具の <input type="checkbox"/>滅失 <input type="checkbox"/>き損 を届け 出ます。</p>	
滅失又はき損の年月日	年 月 日
借り受けた農機具	<input type="checkbox"/> 土壌かん注機 <input type="checkbox"/> 散粉粒ミスト兼用機 <input type="checkbox"/> 噴霧機 <input type="checkbox"/> 竹粉碎機
滅失又はき損の状況	

備考 該当する□には、✓印を記入してください。

附 則

この規則は、平成21年3月13日から施行する。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)